

アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例：マアブリィの後見に関する事件

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 志村, 武 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008814

アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例

——マアプリーの後見に関する事件

[IN RE GUARDIANSHIP OF MABRY, 666 N.E.2d 16 (Ill.App.4 Dist.1996)]

志
村
武

本稿は、アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例である、マアプリーの後見に関する事件〔IN RE GUARDIANSHIP OF MABRY, 666 N.E.2d 16 (Ill.App.4 Dist.1996)〕の全訳である。

現在、仕上げの段階を迎え、一九九九年の通常国会で成立が予定されている日本の新しい成年後見法は、自己決定権尊重と本人保護の必要性の調和の見地から、原則として任意後見制度が法定後見制度に優先するとしている(補充性の原則)ものの、いったん法定後見制度が発動されると任意後見制度

は消滅するという構成をとっている(この点につき、「成年後見制度の改正に関する要綱試案」第三、四及び「民法の一部を改正する法律案等要綱案」第二、九を参照。なお、「民法の一部を改正する法律案等要綱案」第二、四1(二)は法定後見を継続することが「本人の利益のため特に必要であると認めるとき」には任意後見は発効せず、同第二、四2は、任意後見が発効する場合には法定後見は取り消されなければならない、と規定している)。しかし、アメリカ各州の制定法では、自己決定権の尊重の貫徹と本人の福祉を図るために、任意後

アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例——マアプリーの後見に関する事件

見制度と法定後見制度の競合を認め、二つの制度を協働させる方向にある（この点に簡単に触れたものとして、拙稿「アメリカにおける任意後見制度——日本法への示唆を求めて」ジュリスト一一四一号（一九九八・九・一五）六二頁とその註を参照）。この任意後見と法定後見の競合の問題は、成年後見制度における残された難題の一つであるといえよう。

この難題の解決のために、私は、日本法への示唆を求めて比較法的見地から今後もアメリカ各州の制定法、判例を研究していく予定である。

本判决—マアプリーの後見に関する事件—の翻訳もこの第一歩に位置づけられる。

なお、本判决は、アルツハイマー型の痴呆の女性のペットの猫の世話代金支払のために、財産後見人が彼女の自宅を処分することになる和解を締結したことにつき本人がその効力を争うという、大変興味深い紛争事例であり、①任意後見と法定後見の競合の問題、に止まらず、②被後見人の自宅を後見人が処分する際に、それが被後見人の最善の利益 (Best interests) になかうために充足しなければならない要件 (a. 当該処分のもたらす財産上の影響、b. 被後見人の希望が考慮さ

れていること、c. 当該処分の判断にあたり身上後見人による情報提供が十分になされていること、d. 当該処分が唯一の選択肢であること) を定立していること、③後見人選任手続における利益相反の問題など、日本の新しい成年後見制度の下でも頻繁に生じうる注目すべき重要な問題点や法理を内包している。したがって、本翻訳は、比較法的な意味での資料としての存在意義を有すると考える。なお、以上の問題点を中心とする本判决のさらなる検討と分析も今後の私の研究課題としたい。

マアプリーの後見に関する事件 (IN RE GUARDIANSHIP OF MABRY, 666 N.E.2d 16 (Ill.App.4 Dist.1996))

イリノイ州控訴裁判所、第四地区、

一九九五年一〇月一日 弁論、一九九六年五月九日 判決言渡、一九九六年六月二七日 再弁論否決

ミュルトウル・イー・マアプリーの訴訟代理人

ジョージ・ディー・ポイル (プレイリースタイトリーガ

ルサービス有限責任会社 所属 (在ブルミントン)

バーナード・シャピイロウ (プレイリーステイトリーガルサービス有限責任会社 所属) (在ロックフォード)

ゲラルド・ロバーツの訴訟代理人

ジェイムズ・アール・デピュー (デピュー、グライムズ

ンドデピュー法律事務所 所属) (在ブルミントン)

デー・ダブユー・シュレダー医師の訴訟代理人

ケネス・エル・ストロング (ストロング、プレイクマン

ンドシュロック法律事務所 有限責任会社 所属) (在ボ

ティアック)

クック裁判長が判決理由を言渡した。

飼い猫を預つて食事を与えた代金として獣医から請求され

た一八、〇〇〇ドルの支払に充てるために、財産後見人 (guardian of her estate) が、無能力者の自宅の資産価値に

ついて何ら実際に証拠を得たり、この獣医による請求が有効

アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例——マアプリーの後見に関する事件 三四九

なものであるか、合理的なものであるか問いただしたりすることもなく、無能力者の自宅所有権を移転してしまつた (そして、その明渡のために三、〇二〇ドルを支払い、うち二、五〇〇ドルを無能力者の財産のつけにした) 和解を、事実審裁判所が承認したことを不服として、成年の無能力者が上訴に及んでいる。当裁判所はこの事実審裁判所の判決を破棄・差戻しにする。

一九九四年五月二四日、ミュルトウル・マアプリーは、ペキン記念病院に入院し、鬱血性心麻痺、肺水腫、高血圧の治療をうけた。マアプリーの弁護士であるカーティス・マイヤーズに宛てた五月二六日付けの手紙において、彼女の担当であるジョン・ラベル医師は、マアプリーは「おそらくアルツハイマー型である痴呆の徴候」を示していると述べている。病院の職員によつて記された観察記録も痴呆がみられるという結論を裏付けていた。

五月二七日、ゲラルド・エフ・ロバーツとフランシス・アン・ロバーツ (以下、一人を指す時にはそれぞれゲラルドとフラン、二人一緒にはロバーツィーズと呼ぶ) が、マアプリーの後見に付するようという申立てを提起した。第一審裁判

所は、ラベル医師の報告書ならびに病院職員の観察記録にもとづいてマアブリーを障害をもっている (disabled) と認定し、ロバートツイーズを財産と身上の一時の後見人 (temporary guardians of the estate and the person) に選任した。ロバートツイーズが任命された理由の一つには、マアブリーが一九九一年九月に作成した委任状 (power of attorney) の存在があげられる。その委任状は、事務的な仕事についてロバートツイーズをマアブリーの任意後見人 (attorney) に任命しており、またいつか後見人の必要が生じた時にはかれらが財産後見人と身上後見人の両方又は一方 (guardian of the estate and/or of the person) に任命されることを希望することを示していたのだった。ロバート・フォルマーがマアブリーの訴訟後見人 (guardian ad litem (GAL)) に選任された。

この後見人選任の申立てにもとづく第一回の審理は、六月二四日にフロロピッシュ裁判官の面前で行われた。先に述べた情報に加えて、第一審裁判所は、リヴィングストン マナー ナーシング ホームのラリー・ストールター医師の報告書も採用した。ストールター医師は、痴呆の認定を確認し、「私の漠然とした感じでは、彼女は自宅で自分のことを行うことはで

きないだろう」と述べた。ストールター医師は、「さらにわれわれ医師が将来における患者の配置と療法につき助言するのを助ける」ために、正式な精神医学的の評価を受けることを勧めた。

審理において、マアブリーは、自分はすでに委任状を撤回しているのだから、委任状が依然として有効だとは信じていない、と言った。委任状の作成にあたったマイヤーズは、マアブリーはある時には委任状を取消すようにと指示したことがあるけれど、また別の時には委任状は今まで通りに効力を持ち続けるようにと指示したこともある、と述べ、「彼女が終始一貫して委任状を取消すように考えたことは今までになかった」と言った。マアブリーはまた、自分はロバートツイーズが一時の後見人になることを望んではいないとも言っている。第一審裁判所は、フランを一時の身上後見人 (temporary guardian of the person) に留めたが、ポンティアック銀行 (以下、銀行と呼ぶ) を、職務引受を申請することを条件として、一時的財産後見人 (temporary guardian of the estate) に選任した。ポンティアック銀行は職務引受を申請した。

訴訟後見人のフォルマーは、マイヤーズがこれ以前にマア

ブライとロバーツィーズの双方の代理人であったにもかかわらず、マイヤーズがこの問題に弁護士として関与し続けることにマアブライは異議を唱えていない、と言った。さらに続けて、フォルマーは、「訴訟後見人として私は、マイヤーズに生じる可能性があるあらゆる利益相反 (conflict) について権利を主張することを放棄するつもりだ。ともかく事態をよく知っている人に関わってもらうことが最善だと思う」と言つた。

次の審理は、八月三〇日に開かれた。第一審裁判所は、免許を持ったソーシャルワーカーであるアン・ジェイムズによつて書かれた八月一七日付けの手紙について検討した。その手紙の中でアン・ジェイムズはマアブライを「精神的病気を病んでいる徴候などまったく見られない、とても気持ちのいい方」と呼んでいた。しかし、それにもかかわらず、第一審裁判所は、マアブライの記憶が長続きしないことに伴う困難を理由として、マアブライの事務的事柄についての後見と生活上の手配に関する身上についてのある程度の後見を薦めたのだった。フォルマーは、基本的にマアブライはアン・ジェイムズの手紙に言う通りの状態であり、マアブライの「最大

の関心事は、自宅をきれいに掃除しに行けることに他ならぬ」と述べた。九月一九日に、第一審裁判所は先に述べた銀行を完全な財産後見人 (plenary guardian of the estate) に、フランを制限された身上後見人 (limited guardian of the person) に選任した。特に、フランはマアブライが自宅に戻ることができるまでマンションを探すのを手伝うことになつた。マアブライは自宅をきれいに掃除することは許されたが、そこに住むことは、郡の公衆衛生局ないしはその他の責任ある行政機関が居住に適していると証明した後でなければ、許されなかつたのである。

その間、七月一四日に、獣医のデー・ダブユー・シュレーダー医師が、「一二匹の動物についての二年一〇ヶ月間に及ぶ、預つて食事を与えたこと、獣医サーピス、動物病院での入院加療」につき、マアブライの財産に対して一八、〇四〇・七〇ドルの支払を求める請求を提起したのだった。動物(すべて猫)の数の変動は一二匹から二匹にまで及び、一八、〇四〇・七〇ドルの差引勘定は、一九九三年四月二九日(この時点では貸借勘定には三一〇・二〇ドルの貸越しがあつた)から、シュレーダーが残っている動物の全てを始末した一九

九四年五月三十一日までの間に急激に増加したものである。最終的な差引勘定は、三一〇・二〇ドルの貸越しならびに一九九三年四月から一九九四年六月の間に貸借勘定において支払われた三、七〇六・六四ドルを加算したものととなり、全部で二二、〇五七・五四ドルの費用がこの一三ヶ月で生じたことになるのである。

フロロビツシュ裁判官は、シュレーダーとの間に営業上の契約関係が存することを理由として、本請求を回避した。その結果、本請求の担当はフランク裁判官に移された。

正式事実審理を経ないでなされる判決 (summary judgment) を求めるシュレーダーの申立てに答えて、銀行は完全な財産後見人として、初めに契約を締結する能力 (competence) をマアプリーが有していたか否かという点以外のすべての争点（たとえば、請求の合理性、サービスの必要性、請求金額の有効性など）につき争う権利を放棄した。この銀行による放棄を理由として、第一審裁判所はマアプリーの能力に関する争点を除いて正式事実審理を経ないで判決を下すことを許可したのだった。マアプリーが能力を有していたかという争点についての正式事実審理は一月二三日月曜日に設定

され、鑑定人は一月一日までに開示されることになった。

一月二〇日金曜日になって初めて、銀行は証言を採用して欲しい鑑定人について第一審裁判所と訴訟代理人に通知し、当該鑑定人の証言録取の延期を申し立てた。第二審裁判所は、証言は開示期限違反によりおそらく禁じられるだろうと言つて、延期を否定した。それから、銀行とシュレーダーは一月二三日の正式事実審理の直前に和解 (settlement) に達したのである。請求に対する履行として、銀行は、マアプリーの自宅所有権をシュレーダーに移転すること、一九九四年度の財産税を支払うこと、三〇日以内に自宅を明渡すこと、を行う、ということにつき両者は合意した。マアプリーとロバーツィーズの異議申立てにもかかわらず、第一審裁判所は、この和解がマアプリーの最善の利益にかなうとして、この和解を承認した。

マアプリーの自宅の価値に関する証拠は何も提出されなかったが、シュレーダーの訴訟代理人は、二つの評価がその価値を一八、〇〇〇ドルと二〇、〇〇〇ドルの間に見積もっている、と述べた。(フロロビツシュ裁判官は以前に、課税台帳には、マアプリーの自宅は二七、〇〇〇ドルの価値を有す

ると記載されている、と述べたことがある。この二つの評価も、またその評価を行った者による宣誓供述書や証言も証拠として採用されることはなかった。第一審裁判所は、マアプリーが自宅に住んでいない間、自宅は金銭的にマアプリーの財産を消耗させるものとなっている、と述べた。

一九九四年七月にロバーツィーズによって、そして一九九五年二月に銀行によって提出された財産目録によれば、マアプリーは自宅以外に、八〇、〇〇〇ドルの価値を有することにつき異論がない高級分譲マンションを含む、およそ一〇〇、〇〇〇ドルの価値をもつ不動産および不動産を所有していたのである。さらに、マアプリーは月二、五二四・九五ドル、年三〇、二九九・四〇ドルの総収入を有していたのである。

二月二日に銀行は「財産後見人による金銭貸借ならびに不動産売買の申立」を提出した。銀行は、(1) 公的競売においてマアプリーの不動産を売却すること、(2) マアプリーの自宅明渡などにかかる費用支払のため一〇、〇〇〇ドルを借りること、の許可を求めた。後者の許可請求については、銀行はマアプリーの財産収入により、およそ六ヶ月以内に借金を返すことが可能だと見積もっていた。いくつかの他の申立とならん

で特にこの申立に関する審理において、ロバーツィーズがマアプリーの財産に対して代金を請求せずにマアプリーの自宅をきれいに掃除すると申し出ていたことが明らかになったが、それにもかかわらずに第一審裁判所は、和解上の合意において最終期限が三〇日とされたことを理由として、自宅明渡費用として銀行が二、五〇〇ドルを借りることを許可したのだった。

ロバーツィーズはマアプリーをプレイリーステイトリールガルサービスに連れていった。そこでマアプリーは弁護士ジョージ・ポイルを雇い、承認見直しの申立を提起した。マアプリーは、(1) ロバーツィーズを任命している継続的委任状 (durable power of attorney) が存在するということが、銀行は財産譲渡の権限を有しない、ということの意味していた、(2) 自宅以外にも利用できるはずである財産が存在していたし、自分は自宅に戻りたいという意思を有していた、(3) 獣医による請求金額の有効性の審査がなされずに、自宅の譲渡を承認したのは誤判であった、(4) マイヤーズは利益相反 (conflicts of interests) をおかしており、これも承認見直しの根拠となるものである、と主張した。

三月六日の審理で、フォルマーは、自分は訴訟後見人として本来どんな役割を果たすべきだったのかはつきり分かっていた（今もそうである）ことを認めた。かれは、自分は財産後見人および身上後見人の裁量が重大な濫用に至ることのないようにするだけでよい、と信じていたのだった。かれは、一月二三日の審理の時点であの和解がマアプリーの最善の利益にかなうものだと信じていなかった、しかし、和解の決定が恣意的といえるほど限度を超えているとは信じなかったので異議をのべなかった、と言った。

承認見直しの申立は否定された。第一審裁判所は、当該委任状はロバーツィーズに売却する権限を認めておらず、当該委任状が継続的 (durable) であるかどうかはつきりしない、と結論づけて最初の根拠を拒否した。第二の根拠については、第一審裁判所は、実際問題としてマアプリーが結果的に家に戻るといふ可能性はおそらくないだろうという印象を当該裁判所はもっていると述べ、「この請求金額の大きさからしてマアプリーの月々の収入でそれを支払うのは無理だろう」というのが後見人としての（銀行の）意見だった」、したがって、高級分譲マンションを売らなければならないということになり、

そうであるならば、たとえ「感情的には自宅を手放したくない」という点を考慮しても、収入を生じさせる高級分譲マンションよりも収入を食い潰している自宅を譲渡する方が有利である、と言った。第三の根拠については、第一審裁判所は、「特に、獣医に対する債務の額や債務の適切性を問題とせず、単にある時点においてマアプリーが契約締結能力を保持していたかどうかを問題にする、正式事実審理を経ない判決であることを前提とした場合には」自宅譲渡の決定は適切であると当該裁判所は依然として信じている、と述べた。マイヤーズが利益相反をおかしていたと主張された点については、第一審裁判所は、訴訟後見人が付いていたのだから、マアプリーの利益が代表されないという危険は存在しないことになる、と述べた。

このマイヤーズが利益相反をおかしていたという主張の事実的前提は以下の通りである。マイヤーズはマアプリーの代理人として継続的委任状 (durable power of attorney) を起草した。マイヤーズは、最初のマアプリーに対する後見手続においてロバーツィーズを代理した。マイヤーズは（この和解はマアプリーの最善の利益にかなうものであるという）銀

行の立場にフラン、ゲラルド、マアプリーが直接反対した和解のための協議を含む、それに引き続く全ての訴訟手続において銀行を代理していた。承認見直しの申立に関する審理において、マイヤーズは銀行を代理して、自分がマアプリーの代理人として起草した継続的委任状 (durable power of attorney) の効力はマアプリーが無能力であると宣告された (declared incompetent) 時点で消滅した (terminated) と主張したが、この立場はまたもやマアプリーとロバーツィーズの立場に真つ向から対立するものであった。また、マイヤーズは、(銀行が一時的財産後見人 (temporary guardian of the estate) に選任された六月二四日の審理に言及して) 「あの時点から今まで、私は一時的後見人としての銀行を代理してきており、また、私はジェリイ (原文のまま) ・ロバーツィとフラン・ロバーツィを、個人的に、しかし、そのときまでかれらが務めてきた一時的身上後見人として、代理している」と言っている。マイヤーズはロバーツィーズが身を引いてくれと要求した一九九五年三月一五日まで、ロバーツィーズを代理することから身を引かなかった。マイヤーズがマアプリーを代理することから実際に身を引いたという証拠は全く存在して

いない。

I 当事者適格

シュレダーは、一九七五年遺産管理法 11a-118 条 (遺産管理法) (755 ILCS 5/11a-118 (c) 条 (West 1994)) は訴訟全体において被後見人を代理することを財産後見人の責任としていると述べて、マアプリーが自分自身で上訴する能力を有しているのかという問題を最初の争点として提起している。

当裁判所は、承認見直しの申立に関する審理において異議を提起しなかったことよって、シュレダーはすでにこの争点を放棄している、と判断する。第一審裁判所は記録に基づいて、訴訟後見人とは別にマアプリー個人の弁護士としてポイルが出廷する予定であると述べ、シュレダーからの異議もなく、それを承認している。これにより、マアプリーの代理人として行動する権限がポイルに与えられたことになる。

クッチンズの財産に関する事件 (In re Estate of Kutchins, 169 Ill.App.3d 641,646,120 Ill.Dec.114,117,523 N.E.2d 1025, 1028(1988)) を参照。

当事者適格の欠如は積極的防御方法であり、事実審裁判所

の段階で提起されなければ放棄されるものである。グリーン対イリノイ住宅団地公社事件（Greer v. Illinois Housing Development Authority, 122 Ill.2d 462, 508, 120 Ill. Dec. 531, 552, 524 N.E.2d 561, 582 (1988)）を参照。上訴へのシュレーダーの異議申立てに対するこの阻止事由は、争点を判断するために必要な事実的な根拠が記録に含まれていれば、被上訴人は上訴において初めて争点を提起してもよいという準則によってもなくならない。シュレーダーが下級審の手続で異議を述べなかつたのだから、下級審の記録には事実審裁判所が申立てをマアプリーが自分自身で提起したもとして取り扱ったのか、マアプリーの「訴訟後見人（next friend）」として弁護士が提起したもとして取り扱ったのか、後者の可能性もあるが、手がかりになるものが残されていない。755 Ill. CS 5/11a-18(c)条（West 1994）。かくして、当裁判所は、本上訴の実体的事項の審理へと進むこととする。

II 委任状（POWER OF ATTORNEY）

マアプリーはロバーツィーズを任意後見人（agents）に任命する委任状（power of attorney）を一九九一年に作成して

いる。彼女は、(1)この委任状は継続的なもの（durable）であり、いかなる無能力認定（finding of incompetency）によっても消滅しない、(2)この委任状はロバーツィーズに不動産を売却し譲渡する権利を留保している、(3)この委任状は裁判所の命令によつて決して覆されることはなかつたのであり、したがつて(4)財産後見人としての銀行はマアプリーのいかなる不動産を譲渡する権限をも有しておらず、ましてやマアプリーの自宅を譲渡する権限を有していなかつた、と主張する。他方で、シュレーダーは、(1)委任状には、いつか後見人が必要となつた時にはロバーツィーズがマアプリーの身上後見人と財産後見人の両方又は一方（guardians of the person and/or of the estate）に任命されるという指示が含まれていたのだから、後見人が任命された時には委任状の効力は消滅するという意思が存在していた、(2)最初の審理におけるマアプリーの供述は委任状の有効な撤回となつていた、(3)不動産売却権限が明示されていないことは委任状によつて当該権限が与えられていないことを意味したのであり、したがつて、銀行は裁判所が承認すれば、不動産を譲渡する権限を有していた、(4)シュレーダーは後見人と善意で（in good

(fact) 取り引きしたのだった、と主張している。

委任状は、死亡以前の消滅日時が記載されている場合を除いては、本人が死亡するまで効力を有する。755 ILCS 45/2-5 条 (West 1994)。身上後見人または財産後見人は、任意後見 (agency) の下にある本人の権限を行使するように明示的に命じる裁判所の命令がない限りは、任意後見の対象となっている財産に関する権限を有しない。755 ILCS 45/2-10 条 (West 1994)。したがって、委任状がロバーツーズに不動産を売却し譲渡する権限を与えており、無能力宣告 (Declaration of incompetence) によって消滅しないならば、銀行はマアプリイの自宅を譲渡する権限を有していなかったのである。和解は取り消されなければならないだろう。

委任状は、第一審裁判所が正当に認めたように、不動産売却権限を与えていなかったのだから、マアプリイの主張は失当である。委任状は、「(1)私の不動産を管理し賃貸し、そこから上がる賃料を取立て、不動産所有者が支払う通常費用および慣習的費用を支払うこと、および、(7)一般に、本委任状の前記特定事項における、あるいは、関する、私が直接その場に行けば私自身で行うことができる限りでの、その他のあらゆる

ゆるすべての行為、事柄、物事を、事実上、行うこと」の権限を与えている。

第一項は、不動産に関する権限について触れている唯一の条項だが、売却ないしは譲渡権限についてはどこにも触れていない。マアプリイは不動産に関する一定の権限をはっきり限定して (specifically) 挙げていたのだから、触れられていない権限は権限一覧に加えられるべきではない。しかしながら、第七項は、本人が直接その場に行うことができる「その他のすべての行為、事柄、物事」を行う権限を与えている。マアプリイは、この文言は、第一項で与えられなかったかもしれない不動産に関するあらゆる権限を与えているように解釈されるべきである、と主張する。当裁判所はこの見解に反対する。制定法上認められた簡略な委任状の書式 (statutory short form power of attorney) においては、「その他のすべての、財産に関する権限および取引」に関する権限の授与は、同一文書内で本人がすでに明示的に制限している範疇を再び拡張するようには作用しないのである。755 ILCS 45/3-4 (c) 条 (West 1994)。したがって、包括条項は「そうするべきだ」という本人の意図に関する明確な証拠がない限り、

はつきり限定して制限された権限を広げることはないのである。当裁判所にはそのような証拠は提示されていない。売却する権限は委任状によって与えられていなかったのだから、当該権限は完全な財産後見人である銀行に移転したのである。

III 最善の利益 (BEST INTERESTS)

さらに、マアブリーは、和解は彼女の最善の利益にかなうと判断した点で事実審裁判所が誤判をおかした、と主張している。マアブリーは、(1)事実審裁判所は、自分が自宅に戻ることは決してないだろう、と誤って信じたことにある程度まで基いて判決を下した、(2)自分は自宅に情緒的な愛着をもっているし、請求支払に当てうる他の財産が存在した、(3)自宅の価値について不十分な、あるいは、少なくとも矛盾する証拠が出された、(4)和解の有効性ないしは合理性について裁判所が調査することなく和解を承認したのは、裁判所の誤判である、(5)マイヤーズ側における利益相反の存在と訴訟後見人の助力が効果的でなかったことから、破棄が要請される、と主張している。

後見人が、適当な状況において、被後見人の訴訟を和解することは容認される。⁷⁵⁵ ILCS 5/19-8条、11a-18(a)条 (West 1994)を参照。しかしながら、和解が発効する前に、裁判所が和解を被後見人の最善の利益にかなうものであるとして承認しなければならぬ。⁷⁵⁶ ILCS 5/11a-18(a)条 (West 1994)。⁷⁵⁷ オット対メアリー病院リトルカンパニー事件 [Ott v. Little Co. of Mary Hospital, 273 Ill.App.3d 563, 573, 210 Ill.Dec.75, 82, 652 N.E.2d 1051, 1058 (1995)] (裁判所は未成年者の訴訟の和解を最善の利益にかなうものとして承認しなければならぬ)。⁷⁵⁸ シンマーマン対スコウキーの村事件 [Zimmerman v. Village of Skokie, 174 Ill.App.3d 1001, 1008, 124 Ill.Dec.618, 622, 529 N.E.2d 599, 603 (1988)] (裁判所は障害者の利益を、未成年者の利益を保護するのと全く同様に、保護しなければならぬ)。⁷⁵⁹ バーガーの財産に関する事件 [In re Estate of Berger, 166 Ill.App.3d 1045, 1055, 117 Ill.Dec.339, 346, 520 N.E.2d 690, 697 (1987)] (「裁判所は『被後見人の財産に変更を加える行為を勝手きままにしないしは不必要に』行つてはならないのであって、『それとは正反対に、被後見人のために、被後見人が回復したときに、自分の財産が自分が残していった時とで

きる限り同じ状態に置かれていることが分かるように注意するのである。」ルイス対ヒル事件 (Lewis v. Hill (1944) 387 Ill. 542, 546, 56 N.E.2d 619 [621])」を参照。裁判所の役割は、通常の裁判上の和解 (consent decree) が申立てられているときとは異なっている。被後見人の和解を承認することは単に両当事者の合意を記録すること以上のことである。すなわち、裁判所は当該和解が被後見人の最善の利益にかなうという司法判断をしなければならぬのである。この要件は「被後見人にさらなる保護を与えるために、後見人の個人的な裁量に代えて裁判所の判断を用いることを意図したものである」。バートン対エストラーズ事件 (Burton v. Estrada, 149 Ill. App.3d 965, 976, 103 Ill. Dec. 233, 241, 501 N.E.2d 254, 262 (1986))。この裁判所の役割は受動的なものではなく、訴訟後見人、財産ないしは身上後見人、あるいはその他の者の勧めることを裁判所がさらに調査することなく受け入れるだけでは決して十分ではないのである。事実審裁判所は、「無能力者の財産を注意深く守り、無能力者を法の目から見て恵まれた者と考えることができるように、自らの被後見人として無能力者を保護しなければならない」。バーガー事件 (Berger, 166

アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例——マアブリイの後見に関する事件

三五九

Ill. App.3d at 1055, 117 Ill. Dec. at 346, 520 N.E.2d at 697)。

当裁判所に現在提出されている記録によれば、本件和解 (settlement) は適切であるように思えない。遺産管理法 (Probate Act) 第 11-a 編 (成年障害者のための後見人) (成年障害者法) [755 ILCS 5/11a-1条乃至5/11a-22条 (West 1994)] (一九九五年八月二〇日より施行の一般法律八九—三九六、一五節により改正) (1995 Ill. Legis. Serv. 3813, 3814 (West)) の根底にある哲学は、障害者が世話を必要とするときには、「当該サービスを提供する手段のうち最も制限的でない選択肢 (the least restrictive alternative) に服するべきである」(デュー・シュスト著「一九七八年および一九七九年のイリノイ州成年障害者後見立法——熱心な保護者からの障害者の保護」(D. Jost, The Illinois Guardianship for Disabled Adults Legislation of 1978 and 1979: Protecting the Disabled from their Zealous Protectors, 56 Chi.-Kent L. Rev. 1087, 1088 (1980)) (以下、シュストと記す)) というものである。遺産管理法は、被後見人の動産譲渡を不動産譲渡とは別に取り扱っており [755 ILCS 5/19-2条 (West 1994)] (被後見人の「最善の利益」にかなうときは、裁判所は動産取引を承

認することができる」と755 ILCS 5/20-3条(West 1994)（支援・教育や債務支払や再投資のために「必要ならしは得策 (expedient) である」場合に限って、裁判所は不動産取引を承認することができるを比較されたい）¹。一般に被後見人の不動産譲渡は敬遠されるべきである。当裁判所は、裁判所が不動産譲渡を承認できるのは被後見人の財産を使い尽くした後に限る、とまで判示するものではないが、被後見人の自宅譲渡はまず第一に考慮される選択肢であってはならない。

制定法は、被後見人の最善の利益に関して裁判所の判決の中に取り入れられるべき要件 (Factors) のすべてを特定してはいないが、財産上の影響 (financial impact) は考慮すべき適切な要件である。しかしながら、それ以外の変数もまた考慮されなければならない。事実審裁判所が認めたように、「私の家族のアルバムを売れば、私は一〇ドル手に入れることができるかもしれない。でも、私の家族のアルバムは私にとっては一〇ドル以上の価値があるものなのです」。子どもの監護の文脈において、この裁判所は、被後見人が十分に成熟している場合には、子どもの希望 (wishes) は、裁判所を拘束することはないが、「考慮されるべき重要な要素」となるであろ

う」と判示している。マバーソンの婚姻に関する事件 (In re Marriage of Apperson, 215 Ill.App.3d 378,384, 158 Ill.Dec. 864,868, 574 N.E.2d 1257,1261 (1991))²。この子どもの場合と同じ準則が被後見人が成年障害者である場合にも適用される、と当裁判所は考える。

さらにまた、身上後見人による情報提供 (input of the personal guardian) にも、十分な注意が払われねばならない。たしかに第一審裁判所は身上後見人に和解に対して異議を述べること許したが、それはすでに第一審裁判所が当該和解を承認することを決定した後になってからであった。立法院は成年障害者のために異なった責任を負う二つの別の種類の後見人を創設することが適当であると考えている。財産後見人は被後見人の訴訟を行うことを託されているが、一般に財産後見人の責任は被後見人の財産維持に向いがちであり、被後見人の快適さや自律 (self-reliance) や独立に向けられてはいない。755 ILCS 5/11a-17条、11a-18条(West 1994)を参照。後者の利益はその保護のために別の後見人を付するに値する、と立法院は判断してきたのであり、当裁判所は、提案されている和解を評価するにあたっては裁判所は前者同様に後

者の利益にも注意深い考慮を払わねばならない、と信じるものである。

仮に本件訴訟を和解によつて解決するのが適切であると考へたとしても、自宅を譲渡することは債務支払のための唯一の選択肢ではなかつたのである。現に和解の審理後一ヶ月もたたないうちに、銀行は金銭を借り入れ動産を売却する申立てを提起しており、その申立ての中で銀行は、マアプリーの財産から生じる収入で一〇、〇〇〇ドルの借入を六ヶ月以内を支払うことができる、と断言している。銀行によつて提出された財産目録には、容易に換金できたであろう七、四七五ドル相当の株式が含まれていた。八〇、〇〇〇ドルの価値を有することにつき異論がない高級分譲マンションに抵当権を設定してもよかつたはずだ。最後に、マアプリーの自宅が金銭的にマアプリーの財産を消耗させるものとなつていさう事実を考慮に入れたことは全く妥当であつたが、マアプリーはどこかに住まなければならぬのである。ジェイムズの手紙が結果的にそうすべきだと示唆するように、マアプリーが自分自身で生活することを許された場合には、マアプリーは新しく自宅を買うか、マンションを賃借し続けるかし

アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例——マアプリーの後見に関する事件

三六一

なければならなくなり、いずれにしてもやはりマアプリーの財産からの出費が求められることにならう。

さらに当裁判所は、そもそも和解が適切であつたのかについて重大な疑念を抱いている。事実審裁判所は、獣医のサービスが合理的で慣習に沿つたものであつたかどうかにつき事実に関する争点が存続していると信じていたが、財産後見人が当該争点につき「容認」ないしは異議申立権の放棄をしたので、当該争点について正式事実審理を経ないでなされる判決を許可したように思われる。これは不適切である。財産管理人不いしは後見人は被後見人のいかなる権利をも放棄することはできないからである。ジーンブランク対メロット事件 [Jeanblanc v. Mellott, 152 Ill. App. 3d 801, 811, 105 Ill. Dec. 705, 712, 504 N.E.2d 990, 997 (1987)]、マストロヤンニ対カーティス事件 [Mastroianni v. Curtis, 78 Ill. App. 3d 97, 101, 33 Ill. Dec. 723, 726, 397 N.E.2d 56, 59 (1979)]。この点について正式事実審理を経ないでなされる判決を許可したことにより、裁判所は正式事実審理を経ないでなされる判決が被後見人の最善の利益にかなうと黙示的に判示したことになる、といういかなる主張も請求の実体を欠いている。マストロヤンニ事件

[Mastroianni, 78 Ill. App. 3d at 100-01, 33 Ill. Dec. at 726, 397 N.E.2d at 59] 参照。さらに、合理性に関する争点については、事実審裁判所の最初の直観は完全に正しかったように思われる。獣医は、動物の所有者に適切な通知をする限り、自らの施設内において「遺棄された」動物を処分することが許されるのである。225 ILCS 115/18条 (West 1994)。請求額が二二、〇〇〇ドルに達した後に動物を始末するのが合理的であつたならば、請求額が一、〇〇〇ドルに達した後に動物を始末するのはなぜ合理的ではなかつたのだろうか。

当裁判所は、弁護士のみが果した数多くの役割についてもまた疑念を抱いている。マイヤーズが身上後見人と財産後見人の両者について、両者の立場が異なつたときに効果的に代理を行うことは不可能であつた、と当裁判所は信じる。そして、よりによって被後見人も身上後見人も正反対の立場をとつているときに、マイヤーズは自分が作成した委任状は無能力宣告後も効力を有することを意図していなかつたと主張したが、これは適切ではなかつた。最後に、和解に関する審理においてマイヤーズが、診断報告書はマブプリーがいつか自宅に戻る「可能性は存在しない」と指摘していると

述べたが、当裁判所はこれを疑問視する。この陳述が正しいか否かにかかわらず、訴訟後見人のみならず依然としてマイヤーズの依頼者であつた身上後見人までもが反対の主張をしているときに、マイヤーズがこのような陳述を行ったこと自体が不適切だったのである。

以上述べた誤りがそれだけで破棄する根拠となるか否かを当裁判所は決定する必要はない。また、当裁判所は必ずしもマイヤーズが不誠実に (E. bad faith) 行動したというつもりもない。後見人と被後見人を伴う訴訟手続というものは、訴訟当事者と同様に訴訟代理人にとつても混乱を生じさせるものなのである。訴訟後見人もあるべき自分の役割についていくらか混乱していたことを認めていたのである。

成年障害者に対する後見の趣旨は、「障害者の福祉を促進し、障害者を遺棄・搾取・濫用から守り、障害者の最大限の自律と独立を発展させることを助長する」ことである。755 ILCS 5/11a-3(b)条 (West 1994)。後見は「本人の実際の精神的、身体的、ならびに適応上の限界によって必要とされる程度においてのみ」命じられるものとされている。755 ILCS 5/11a-3(b)条 (West 1994)。この原則と一致するために、本人

が障害を有していると認定した後でさえも、裁判所の裁量は制限されている。完全な後見人 (plenary guardian) は、被後見人が「完全に能力を有していない」状態にあり、かつ、制限された後見 (limited guardianship) には被後見人の身上、財産、またはその両方に十分な保護が与えられないであろう場合にのみ、選任されることが許される。一九九五年八月二〇日より施行の一般法律八九—三九六—一五節 (755 ILCS 5/11a-12(b) 条 (West 1994) を改正。(1995 Ill.Legis.Serv.3813, 3817 (West)))。制限された後見人 (limited guardian) である、裁判所が後見を障害者の身上、財産、またはその両方の保護のために「必要である」と認定した場合にのみ、選任されることが許されるのである。一九九五年八月二〇日より施行の一般法律八九—三九六—一五節 (755 ILCS 5/11a-12(c) 条 (West 1994) を改正。(1995 Ill.Legis.Serv.3813, 3817 (West)))。

無能力者が「自らの身上の世話に関して責任ある決定を行ったり、伝達したりする、十分な理解や能力を欠いている」ときには、身上後見人を選任することが適切である。755 ILCS 5/11a-3(a) (1) 条 (West 1994)。身上後見人の義務は、

裁判所が命じた範囲内で、被後見人やその未成年および成年の被扶養子にとって「適切な限りで、支援、世話、快適さ、健康、教育と扶養、ならびに専門家のサービス」を「手に入れた」、「その準備をす」ることである。755 ILCS 5/11a-17(a) 条 (West 1994)。身上後見人はまた、「被後見人が最大限の自律と独立を發展させるにあたって、被後見人を助力」しなればならぬ。755 ILCS 5/11a-17(a) 条 (West 1994)。

これに対して、財産後見人は、無能力者が障害によって「自分の財産ないしは金銭的事柄を管理できない」ときに、選任されることが許される。755 ILCS 5/11a-3(a) (2) 条 (West 1994)。財産後見人の責任は身上後見人の責任とは異なっている。第一に、財産後見人は被後見人の財産を「儉約的に」管理し、そこから生じる収入および元本を「被後見人の快適さ、適切な支援および教育のために」、……または「裁判所が被後見人の最善の利益にかなうと考えるその他の目的のために、必要である限りにおいて」、「利用しなければならず」、「裁判所は、被後見人の最善の利益にかなうと裁判所が決定するような合意を被後見人を代理して締結することを承認することができぬ」。755 ILCS 5/11a-18(a) 条 (West 1994)。

財産後見人は、後見人任命証を発行した裁判所の承認を得て、法的文書 (legal instruments) の作成・交付を含む、被後見人の契約を履行することができる。755 ILCS 5/11a-18 (b) 条 (West 1994)。さらに、財産後見人は、すべての裁判手続において、被後見人に代って出廷することを託されている。755 ILCS 5/11a-18 (c) 条 (West 1994)。しかしながら、さらに裁判所は、被後見人の近友 (next friend of the ward) として「あらゆる手続を開始し、遂行し、防衛する」者を選任し、いかなる者にも被後見人の近友として「あらゆる手続を開始し、遂行し、防衛する」許可を与え、または、「当該裁判所における被後見人の利益を防衛する」ために近友ないしは訴訟後見人 (GAL) を選任するよう命じられる。755 ILCS 5/11a-18 (c) 条 (West 1994)。

訴訟後見人の役割は、遺産管理法 11a-110 条に述べられているが、この条文も一般法律八九一三九六によって改正された。一九九五年八月二〇日より施行の一般法律八九一三九六、一五節 (1995 Ill. Legis. Serv. 3813, 3814 (West)) を参照。以前の関連箇所は、裁判所に「被告を代理するために訴訟後見人を選任」(強調を新たに加えた) するように命じていた

(755 ILCS 5/11a-10 (a) 条 (West 1994)) のに対して、現在の関連箇所は次のようになっていた。11a-110 条に基づいて申立てが提起されると、「裁判所は、本条の規定と矛盾しない被後見人の最善の利益に関して裁判所に報告する、訴訟後見人を選任しなければならない」(原文における強調は削除) (一九九五年八月二〇日より施行の一般法律八九一三九六、一五節 (1995 Ill. Legis. Serv. 3813, 3814 (West)))。この制定法は、法律を変えたというよりも意味をより明確にしたことを示している。訴訟後見人は、被後見人の代理人としてではなく、「裁判所の目となり耳となつて」機能するのである (ウィコフの婚姻に関する事件 [In re Marriage of Wycoff, 266 Ill. App.3d 408, 415, 203 Ill. Dec. 338, 345, 639 N.E.2d 897, 904 (1994)])。

訴訟後見人は (最善の利益が分かる限りにおいて) 被後見人の最善の利益を代表するものであつて、被後見人を代理するものではない。ジョスト (Jost, 56 Chi.-Kent L. Rev. at 1094) (「訴訟後見人は被告を代理する責任を負っている。伝統的にこのことは、被告の無分別な希望の擁護者として仕事をするのとは全く異なつて、被告の最善の利益を代表することを意

味している(を参照。訴訟後見人と被後見人の意見が一致しているときは、訴訟後見人は事実上、被後見人を代理する。しかしながら、被後見人が要求したり、被後見人と訴訟後見人の立場が異なるときは、裁判所は別の訴訟代理人を選任しなければならぬ。755 ILCS 5/11a-10(b)(2)条(West 1994)。最後に、当裁判所は「11a-10条は「審理以前の手續」という表題がつけられているというに言及しておく。755 ILCS 5/11a-10条(West 1994)。いったん財産後見人が任命されたならば、訴訟全体において被後見人を代理することは、その財産後見人という実在の責任となるのである。755 ILCS 5/11a-18(c)条(West 1994)。したがって、それに引き続き訴訟において被後見人の利益を代表するために裁判所がなお訴訟後見人や近友を選任することはできるものの、訴訟後見人は被告の能力に関する審理以前においてのみ必要とされることになる。755 ILCS 5/11a-18(c)条(West 1994)。

訴訟後見人は通常の弁護士と依頼者の関係において被後見人を代理するものではない。事実、訴訟後見人は弁護士である必要さえないのである。755 ILCS 5/11a-10(a)条(West 1994) [(一九九五年八月二〇日より施行の一般法律八九一三

アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例——マアプリーの後見に関する事件

三六五

九六、一五節(資格をもった弁護士ではない訴訟後見人の適格性を規定)(1995 Ill. Legis. Serv. 3813, 3815 (West))により変更(を参照。弁護士と依頼者の間の特権は、訴訟後見人と被後見人との間には存在しない [Ill. Ann. Stat. ch. 40, par. 506, Historical & Practice Notes, at 629 (Smith-Hurd 1980)]。)

訴訟後見人の義務は被後見人の最善の利益のために働くことであり、被後見人のために働くことではないのである。

要するに、当裁判所は、第一審裁判所はマアプリーの最善の利益になるだろうと確信することなく和解を承認した点において誤りをおかした、と判示する。第一審裁判所が部分的に正式事実審理を経ないでなされる判決をシュレーダーに対して認めたことも、同じ理由で誤りであった。以上述べた理由によつて、当裁判所は破棄し、当裁判所の意見と矛盾しない、さらなる訴訟手續がなされるよう求めて、リヴィングストン郡第一審裁判所に差戻す。シュレーダーに有利な判決を下す前に、第一審裁判所はかれの請求書の有効性と合理性を決定しなければならない。債務支払のためにマアプリーの自宅を譲渡する前に、第一審裁判所は収支計算を要求し、当該譲渡が「必要ないしは得策 (expedient)」であり、成年障害

者の最善の利益にかなうものであるとの決定をしなければならぬのである。第一審裁判所がマアプリーの自宅の価値を決定するまでは、いかなる譲渡も承認されてはならない。

破棄、差戻。

スタイグマン裁判官ならびにマッククラウ裁判官は賛成。